



平成 27 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社滝澤鉄工所  
代表者名 代表取締役社長 原田 一八  
(コード番号 6121 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役執行役員管理部長 林田 憲明  
(TEL. 086 - 293 - 6111 )

### 「内部統制システム基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 9 日開催の取締役会において、「内部統制システム基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記の通り改訂後の内容をお知らせいたします。下線部が改訂箇所となります。

#### 記

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行なうことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保する。  
取締役会は、原則として 1 か月に 1 度、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する。  
業務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保する。  
さらに、「内部通報規程」を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置する。  
また、インサイダー取引については、「内部者取引管理規程」により防止する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報は、「保存文書取扱規程」により、文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、適切に保管を行なう。  
また、文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存する。  
取締役及び監査役は、必要ある場合に上記文書等を閲覧することができるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理に関しては、「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置しリスク管理を効果的かつ効率的に実施する。リスク管理委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するものとする。  
また、既往のリスク管理の為に設置された各種委員会は、リスク管理委員会と緊密に連携するものとする。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行する。  
情報システムを活用し、目標及び業務遂行状況をレビューし、業務の効率化を実現する。  
業務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任・権限を定める。  
また、諸規程に基づき業務が執行されていることを内部監査室が監査し、内部統制システムの有効性を

継続的に確認する。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行なうことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保する。  
業務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保する。  
さらに、「内部通報規程」を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置する。  
また、インサイダー取引については、「内部者取引管理規程」により防止する。
6. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、「グループ経営方針」を定め、グループの存在意義、ビジョンを明確にし、グループ各社の結束及び信頼関係を深めることにより、グループ全体の更なる発展を目指す。また、「関係会社管理規程」に基づき子会社に対する管理方針、管理組織を定め、業務の適正を確保する体制を構築する。
  - ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社より当社へ定期的または必要に応じて経営状況等の報告を受ける。
  - ② 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制  
当社は、「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理委員会を定期的に開催して子会社における重大なリスクを把握し適切な処置を行う。また、子会社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生する恐れがある場合には、子会社より報告を受け、当社・子会社が連携し迅速かつ適切な対応を取る。
  - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」に基づき、必要書類等の提出を求め、取締役等の職務の執行状況を検証する。また、重要事項については当社取締役会にて審議を行う。
  - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス委員会を定期的に開催して子会社のコンプライアンスに関する取り組み状況を検証し、グループ全体のコンプライアンス体制を確立する。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人より任命することとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
  - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には適任と思われる人員を配置する。当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
  - ② 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権はその業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属する。
  - ③ 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、罰則等の決定については、事前に監査役会の同意を必要とする。
9. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社の取締役及び使用人等は「内部統制規程」に基づき、定期的に監査役へ経営や財務の状況等を報告し、重大な事項が発生した場合には必要な報告及び情報提供を遅滞なく行う。また、子会社の取締

役及び使用人等は、「関係会社管理規程」に定められた事項を当社の管理担当部署に報告し、担当部署は速やかに監査役にその内容を報告する。

10. 当社の監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、「内部通報規程」に基づき、内部通報を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止することを規定し、通報者を保護する。
11. 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役と協議のうえ監査役職務の執行するために必要な予算をあらかじめ定める。
12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役は、取締役会その他の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べることとする。
  - ② 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役及び使用人との意見交換、子会社監査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
13. 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制  
金融商品取引法及び金融庁交付の基準に基づく財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するため、内部統制整備委員会を設置し、「財務報告に係る内部統制整備規程」に基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施する。
14. 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社及び当社グループ会社は、暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。  
「反社会的勢力対応基本規程」を制定し、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組む。

以上